

# \*\*\*\*\* 東京都北区 \*\*\*\*\*

## 訪問看護師雇用支援事業

### 事業概要

訪問看護ステーションに対し人材の育成、確保及び事業所定着を図るための支援をすることにより、区内の訪問看護ステーションの体制充実を図るために**訪問看護師雇用支援事業**を今年度も実施します。

#### 1. 対象経費

- ①新規で雇用する訪問看護師の給与費
- ②新規開設訪問看護ステーションに勤務する看護師の給与費

#### 2. 対象期間

- ①新規で雇用する訪問看護師  
雇用後2カ月間ただし、41日間を上限  
※令和8年1月1日～12月末日までに雇用開始
- ②新規開設訪問看護ステーションに勤務する訪問看護師  
開設後2カ月間ただし、41日間を上限  
※令和8年1月1日～12月末日までに開設

#### 3. 支給要件

【補助基準額】 2,400円/時間（上限）  
【補助率】 1/2

#### 4. 申請方法

事業計画書を **令和8年12月25日（金）** までにご提出ください  
【提出先メールアドレス】 [chiikiiryoka@city.kita.lg.jp](mailto:chiikiiryoka@city.kita.lg.jp)  
※交付申請書の提出に関しては、事業計画書の受領後別途ご案内します

事業の詳細については、[区HP](#)・[要綱](#)をご確認ください

区HPはこちら！

お申込み  
お問い合わせ

東京都北区東十条2-7-3(北区保健所内)

北区 健康政策課 地域医療係

TEL 03-3919-9601

MAIL [chiikiiryoka@city.kita.lg.jp](mailto:chiikiiryoka@city.kita.lg.jp)



# 東京都北区訪問看護師雇用支援事業

## \*\*\*\*\* 実施の流れ \*\*\*\*\*

